

開催日時	平成 26 年 8 月 17 日（日） 14:00 ～ 16:30
科目名	特許法（共同実施行為）
講師	田 村 善 之（北海道大学情報法政策学研究センター長、 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻教授）
内 容	<p>特許発明のクレームが、物理的には、複数の主体に分かれて実施されている場合に、いかなる要件の下で特許権侵害を構成するのかという論点に関して、米国では 2012 年に連邦巡回控訴裁判所において大法廷判決が下され、単一主体がクレームの全要素を充足することは必要ではなく、複数主体間のどこかで積極的誘引が行われていれば足りるとした。他方、日本の裁判例は、クレーム解釈、共同直接実施、道具理論等、多様な判決が下されている。本講義では、日米の裁判例の動向を紹介しながら、望ましい解釈論を探る。</p>